

## プロポーザル実施要領

### 1 趣旨

この要領は、「観光・移住定住促進キャンペーン事業」のイベント実施に関する企画及び運営等業務委託において、公募型プロポーザル方式により業務受託者を選定する際の手続きについて、必要な事項を定める。

### 2 業務の概要

#### (1) 業務名

「観光・移住定住促進キャンペーン事業」のイベント実施に関する企画及び運営等業務

#### (2) 業務の内容

別紙「観光・移住定住促進キャンペーン事業」のイベント実施に関する企画及び運営等業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。なお、仕様書の内容は現時点での予定であり、今後、提案内容や協議により変更する可能性がある。

#### (3) 委託費の上限額

4,980,000円（消費税及び地方消費税を含む）

#### (4) 履行期限

契約締結の日から令和6年2月29日（木）まで

### 3 公募スケジュール

- |                     |                       |
|---------------------|-----------------------|
| (1) 公募開始            | 令和5年3月28日（火）          |
| (2) 質問の受付期間         | 令和5年4月 3日（月）17時（必着）   |
| (3) 質問に対する回答        | 令和5年4月 6日（木）          |
| (4) 参加表明書の提出期限      | 令和5年4月10日（月）17時（必着）   |
| (5) 企画提案書等の提出期限     | 令和5年4月14日（金）17時（必着）   |
| (6) 企画提案書の選考（※書面審査） | 令和5年4月17日（月）～4月19日（水） |
| (7) 審査結果通知          | 令和5年4月20日（木）予定        |

### 4 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 委託事業の目的を的確に遂行するに足る能力を有するものであること。
- (2) 事業実施に当たり必要な人員体制が整っていること又は人員体制を整えることが確実と見込まれること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更

生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。)であること。

(5) 破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

(6) 募集開始の日からプロポーザル審査会の日までに、気仙沼市、久慈市、福島市から競争入札参加停止を受けていないこと。

(7) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等(契約の相手方が個人である場合にはその者を、契約の相手方が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員の配偶者(暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)であると認められること。

イ 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員又は暴力団員の配偶者が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員又は暴力団員の配偶者を利用するなどしたと認められる関係を有すること。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員又は暴力団員の配偶者に対して資金を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる関係を有すること。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員又は暴力団員の配偶者と社会的に非難されるべき関係を有すること。

(8) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。

## 5 実施要領等の交付

実施要領等の電子データについては、気仙沼市役所、久慈市役所、福島市役所のホームページからダウンロードし入手すること。なお、窓口又は郵送等での配付は行わない。

## 6 質問の受付

(1) 受付期間

令和5年4月3日(月) 17時(必着)

(2) 提出方法

質問書(様式1)により、下記12「事務局」宛に、電子メール、FAX、持参により提出すること。また、電子メール、FAXとも発信した旨を電話で事務局あて連絡すること。なお、電話による質問の受付は行わない。

(3) 回答

回答は、4月6日（木）に気仙沼市、久慈市、福島市の各ホームページに掲載する。

## 7 参加表明書の提出

(1) 提出期限 令和5年4月10日（月）17時（必着）

(2) 提出方法 電子メール、郵送又は持参

(3) 提出書類

参加表明書（様式2）（1部）

(4) その他

ア 参加者は、参加表明書（様式2）の提出をもって、本実施要領の記載内容を承諾したものとみなす。

イ 参加表明書の提出後、プロポーザルへの参加を辞退する場合には、辞退届（任意様式）を提出すること。

## 8 企画提案書等の提出

(1) 提出期限 令和5年4月14日（金）17時（必着）

(2) 提出方法 郵送又は持参

(3) 企画提案書等

ア 公募型プロポーザル提出書類送付書（様式3）（1部）

イ（※）企画提案書（任意様式）（4部）

ウ（※）会社概要および類似業務受注実績（参考様式1又は任意様式）（4部）

エ 見積書（任意様式）（4部）

(4) 企画提案書の内容

企画提案書には、仕様書に記載している各内容を円滑かつ着実に遂行するために、仕様書に記載している目的、ターゲット層、業務内容を踏まえた提案を記載するとともに、本事業の実施体制及びスケジュールを記載すること。

(5) 提案書作成に係る留意事項

ア 提案書に記載するフォントの大きさは、原則11ポイント以上とする。

イ 企画提案書は、A4版、15ページ以内（表紙も含む）で作成すること。なお、提出する書類の印刷方法（片面・両面）の指定はない。

## 9 企画提案書等の提出に際しての留意事項

(1) 失格または無効

次のいずれかの事項に該当する場合は、提案書は無効になる場合がある。

ア 提出者が上記4に定める参加資格等を満たしていない場合

イ 同一の者が2つ以上の提案書を提出した場合

ウ 提案書の提出方法、提出先又は提出期限に適合しない場合

なお、提出期限の日までに提案書が到着しないことを理由に提案書が無効とした場合、一般書留又は簡易書留による配達記録を有さない者からの異議は受け付け

ない。

エ 提出書類に虚偽の内容が記載されている場合

オ 見積書の金額が、上記2（3）に記載した上限額を超過している場合

カ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

キ 提案書等の提出から当該業務の契約締結日までの間に、提案者（役員）が刑法に定める容疑により逮捕又は起訴された場合

ク その他本実施要領又は福島市が予め指示した事項に対する重大な違反が認められる場合

(2) 辞退

提出書類を提出した後に辞退する場合は辞退届（任意様式）を提出すること。

(3) 費用負担

提案書等の作成及び提出に要する費用、並びにプレゼンテーションに要する費用は、提出者の負担とする。

(4) その他

ア 提案の実現可能性等を検討するため、必要に応じて提案者に対し、任意で追加資料の提出を求めることがある。

イ 提出された提案書等は、返却しない。

ウ 提出された提案書等は、審査及び説明を目的として、その写しを作成し使用することがある。

エ 提出された提案書等は、提出者の情報保護の観点から、原則として非開示とする。ただし、提出書類に虚偽の記載があった場合等、必要に応じて開示することもある。なお、開示する際は、提案書等の写しを作成し、使用することができるものとする。

## 10 業務委託候補者の選考

気仙沼市、久慈市、福島市で構成する審査委員会において、提出書類の評価により、審査し、優れていると判断される事業者を選定して業務委託候補者とする。（プレゼンテーション）

ア 実施日

令和5年4月17日（月）～4月19日（水）

イ 実施方法

提出済みの提案書等について、書面にて審査を実施する。（プレゼンテーションは実施しない）

ウ 審査基準等

審査項目		評価の視点	配点
業務遂行能力	実施体制	業務に必要な人材の配置、体制であるか	10点
	類似の業務実績とその評価	類似の業務実績があるか。また、業務実績に対する評価	10点
業務提案内容	業務実施の方向性及び全体計画	業務に対する理解や考え方が適切か	10点
		業務実施の方向性、業務の流れ、スケジュールは適切か	10点
	イベント場所の選定	誘客促進および関係人口拡大を図るために適切であるか。	10点
	イベント内容	誘客促進および関係人口拡大に効果的な内容であるか。	10点
	プロモーション	誘客及び関係人口拡大に向け効果的な内容であるか。	10点
	商品の開発および提供	造成する際の着眼点は適切であるか。	10点
	経費の妥当性	業務を行うために必要な経費は見積もられているか。	10点
	独自提案	独自性があり、効果的であるか。	10点
		合計	100点

オ 評価方法

審査項目毎に以下の評価基準により評価点をつける。

10点満点	評価
10～9	優れている
8～7	やや優れている
6～5	普通
4～3	やや劣る
2～1	劣る

カ 業務委託予定者の選定

各審査委員の合計評価点により、審査委員ごとに事業者を順位付けし、その平均順位の最も高かった者を業務委託予定者とする。なお、プロポーザル参加者が1者の場合、全審査委員の合計得点の平均が60点以上であることを条件とする。

## (2) 通知等

ア 審査結果については、採用、不採用にかかわらず、参加者全員に通知する。

### イ 審査結果に関する説明請求

選定されなかった者は、その通知が到達した日から起算して7日（土曜日及び日曜日を除く。）以内に、書面により選定されなかった理由について説明を求めることができる。

また、その回答は、書面が到達した日から起算して10日以内に行う。なお、説明請求に対する回答の内容は、請求者及び最優秀者に関する以下の内容とする。

- ① 企業名
- ② 審査委員ごとの順位及び全体の平均順位

## 1.1 契約の締結等

### (1) 仕様書の協議等

選定した業務委託予定者と福島市が協議し、委託候補者から提案された内容を反映させて仕様書を確定し、契約を締結する。

### (2) 契約金額の決定

契約金額は、上記1.1(1)により確定した仕様書に基づき、改めて見積書を徴収し決定する。なお、見積金額は予算額を超えないものとする。

### (3) その他

委託候補者と福島市との間で行う協議が整わない場合、委託候補者から改めて徴収した見積書が上限額（上記2(3)）を超えている場合又は委託候補者が契約を辞退した場合は、次点の者を委託候補者とする。

## 1.2 事務局

〒960-8601 福島市五老内町3番1号

福島市商工観光部観光交流推進室（気仙沼・久慈・福島3市連携実行委員会事務局）

担当：小野・仲沼

電話：024-572-5718

FAX：024-535-1401

E-mail：[kankou@mail.city.fukushima.fukushima.jp](mailto:kankou@mail.city.fukushima.fukushima.jp)